

ほうかつだより

安城市地域包括支援センターひがしばた 第41号
住所:安城市東端町鴻ノ巣 72-2 電話:(0566)73-8210

地域包括支援センターひがしばたって何をしているの?

地域包括支援センターは高齢者の方の相談窓口です。生活の中でお困りのことやご心配なことがありますらお気軽にご相談ください。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように介護、保険、医療など様々な面からお一人お一人の状況を把握し必要なサービスにつなげる支援を行っています。

総合相談

高齢者、高齢者家族、地域の方からの相談対応

めいしようカフェ、男性介護者のつどい、一人暮らし高齢者・高齢世帯訪問など

権利擁護業務

高齢者虐待の対応、消費者被害の防止、判断力を欠く人への支援など

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域が抱える問題を地域の方と一緒に考えていくなど

介護予防支援業務

要支援者の方・事業対象者の方のケアプラン作成

サロンでの体力チェック、フレイル予防のご紹介など



介護保険申請のご案内

こんなことはありませんか

最近、転びやすくなったり

物忘れが増え、生活に不安が出てきた

食事・入浴・排泄などに介助が必要になってきた

家族の介護負担が大きくなってきた



申請できる方

65歳以上の方

40~64歳で特定疾病のある方



介護保険申請の流れ

- 包括支援センターへ相談・申請
- 認定調査・主治医の意見書
- 認定結果の通知
- サービスの開始

介護保険利用サービス費用について

利用者の負担は、原則としてかかった費用の1割
(一定以上所得者は2割または3割)です

厚生労働省 介護事業所・生活関連情報検索
安城市 介護保険利用の手引きより

利用できるサービス(認定結果により利用できる回数が変わってきます)

介護サービスの利用にかかる相談、ケアプランの作成(無料)

自宅で行うサービス 訪問介護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・訪問看護など

日帰りで行うサービス 通所介護・通所リハビリテーション

施設に短期間又は長期間泊まるサービス及び入所

訪問・通い・宿泊を組み合わせて受けられるサービス

福祉用具のレンタル及び購入(認定結果によりレンタルできる対象が異なります)

歩行器や手すり・車いす・ベッド等のレンタル

入浴用の椅子やポータブルトイレ等の購入費の支給

住宅改修費支給(手すりの取り付けや段差解消など) *事前申請が必要です



介護保険を利用してフレイル予防をしましょう

短期集中型介護予防サービス(最寄りの開催地のご案内)

内容 リハビリ専門職による体操・訓練などその人の状態に合わせて実施します

期間 6ヶ月 金曜日午後

費用 無料 送迎あり

場所 JAあいち中央安城南支店 いつからでも始められます



要支援1・2の方、市や地域包括支援センターが実施する基本チェックリストで事業対象者と判定された方が対象です

短期集中型介護予防サービスをご希望の方は包括支援センターひがしばたへ御連絡ください

包括支援センターひがしばた 電話:(0566)73-8210

営業時間 8時30分～17時30分

休業日 毎週日曜日、年末年始(12月31日～1月2日)

住所 安城市東端町鴻ノ巣72番地2

※来所相談される場合は不在にしているときもありますので、まずはお電話にてお問い合わせください。

